

■ 自動車 NOx・PM 法の車種規制による排出ガス規制

＜今お使いの車で、NOx・PM 法対策地域で登録している車への保有規制＞

自動車NOx・PM法の車種規制は、NOx(窒素酸化物)及びPM(粒子状物質)の排出基準に適合しない対象自動車が、初度登録から一定の猶予期間を超えると、自動車NOx・PM法の対策地域で、継続車検が通らなくなる規制です。平成14年10月から規制が開始されています。

首都圏1都3県、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏の対策地域で登録している、今お使いの車に対する保有(登録)規制です。対策地域以外で登録している車には規制はかかりません。

●車両総重量3.5t超ディーゼル車の車種規制のまとめと対応方法

対象車種	排出ガス規制		規制内容	初度登録からの猶予期間	規制への対応方法
	適合規制の区分	識別記号			
今お使いの 対策地域内 で登録している 小型トラック 普通トラック 特種自動車 (並行輸入車は 対象外)	昭和58年規制 以前	K-,N-,P-等	初度登録から右欄の猶予期間を経過した場合、下記対策地域内を「使用の本拠の位置」としては、継続車検が通らなくなります。	車種 猶予期間 小型トラック 8年 普通トラック 9年 特種自動車 10年	対策地域内で登録している猶予期間を超える規制対象車は、原則として買換えていただく必要があります。税制優遇措置、買換え融資制度があります。
	平成元年規制	U-			
	平成2年規制	W-			
	平成6年規制	KC-			
	平成10年規制	KK-			
	平成11年規制	KL-			
	平成15年規制 (新短期規制)	KR- (PA-,PB- 一等含む)			
平成16年規制 (新短期規制)	KS- (PJ-,PK- 等含む)	NOx・PM法の排出基準に適合していますので、対策地域内であっても、継続車検が通らなくなる車種規制は受けません。			
平成17年規制 (新長期規制)	PDG- 他				

○NOx・PM 法規制対象車の使用可能最終日一覧表

対象車種	初度登録年月日	使用可能最終日
小型トラック	平成2年9月30日以前 平成2年10月1日～平成6年9月30日 平成6年10月1日～平成9年9月30日 平成9年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
普通トラック	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間2年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

注:車検証の備考欄に、NOx・PM法における排出基準への適否、使用可能最終日などが記載されています。

ONOx・PM 法の対象となる対策地域

対策地域<首都圏>	
埼玉県	川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、大里郡大里村、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び東葛飾郡
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町
対策地域<愛知・三重圏>	
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曾岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町
対策地域<大阪・兵庫圏>	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町

(環境省・国土交通省『自動車 NOx・PM 法の車種規制の概要について』より)

■ 大阪府条例による流入車規制

<今お使いの車で、大阪府 NOx・PM 法対策地域に流入する車への運行規制>

大阪府は大阪府生活環境の保全等に関する条例によってNOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の大阪府域の対策地域内での発着を禁止する流入車規制が平成 21 年 1 月 1 日から実施されました。ただし、特種自動車については、実質的に平成 21 年 10 月 1 日から規制が開始されます。